

軽度者に対する福祉用具貸与に係る
例外給付の取り扱いについて

美濃加茂市 健康福祉部 高齢福祉課

令和4年1月12日（水）

1. 軽度者に対する福祉用具の貸与・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
2. 軽度者に対する例外給付の確認・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
3. 軽度者に福祉用具の対象外種目を例外給付する場合・・・・・・・・ P. 4
(確認依頼書の提出が不要)
4. 状態像が基本調査の結果に該当しない場合・・・・・・・・ P. 5
(確認依頼書の提出が必要)
5. 確認依頼書の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
6. サービス担当者会議について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6
7. 医学的所見の確認書類について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6
8. 有効期間について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7
9. よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7
10. 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認依頼書・・・・・・・・ 別紙 1
軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付チェックリスト・・・・・・・・ 別紙 2

1. 軽度者に対する福祉用具の貸与

要支援1・要支援2及び要介護1の方（以下「軽度者」という。）は、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす及び同付属品」「特殊寝台及び同付属品」「床ずれ防止用具及び体位変換器」「認知症老人徘徊感知器」「移動用リフト（つり具部分を除く）」は、原則として算定することができません。

また、「自動排泄処理装置」は要支援1・要支援2及び要介護1・要介護2・要介護3の方は、軽度者と同様に使用が想定しにくいいため、原則として算定することができません。

ケアプランに根拠がなく位置づけられた軽度者に対する福祉用具貸与は、判明次第、過誤請求として扱います。また、事業所内で判明しており、相当の期間放置していた場合不正請求となり、指定取り消しの事由になる可能性もあります。（介護保険法第22条、第77条）

【保険給付対象種目一覧表】

種 目	軽度者	中重度者	
	要支援1・2、要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす及び車いす付属品	原則、 保険給付の対象外 ※一定の条件に該当する 場合は、保険給付の 対象となる。		
特殊寝台及び特殊寝台付属品			
床ずれ防止用具			
体位変換器			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト（つり具の部分を除く）			
自動排泄処理装置 （尿のみを自動的に吸引するものを除く）			
手すり	保険給付の対象 ※給付要件なし		
スロープ			
歩行器			
歩行補助つえ			

※一定の条件に該当する場合

様々な疾患などによって「厚生労働大臣が定める者の状態像（平成27年厚生労働省告示第94号第31号のイで定める状態）」（以下「厚生労働大臣が定める「利用者告示第31号のイ」という。）の者については例外的に福祉用具の貸与が認められています。

軽度者に対し、福祉用具貸与の例外給付を行う場合には、ケアマネジャーまたは地域包括支援センター担当職員（以下「ケアマネジャー等」という。）が適切な手順により、利用者の状態像や福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切な（介護予防）ケアマネジメント（以下「ケアマネジメント」という。）を行うことが必要です。

2. 軽度者に対する例外給付の確認

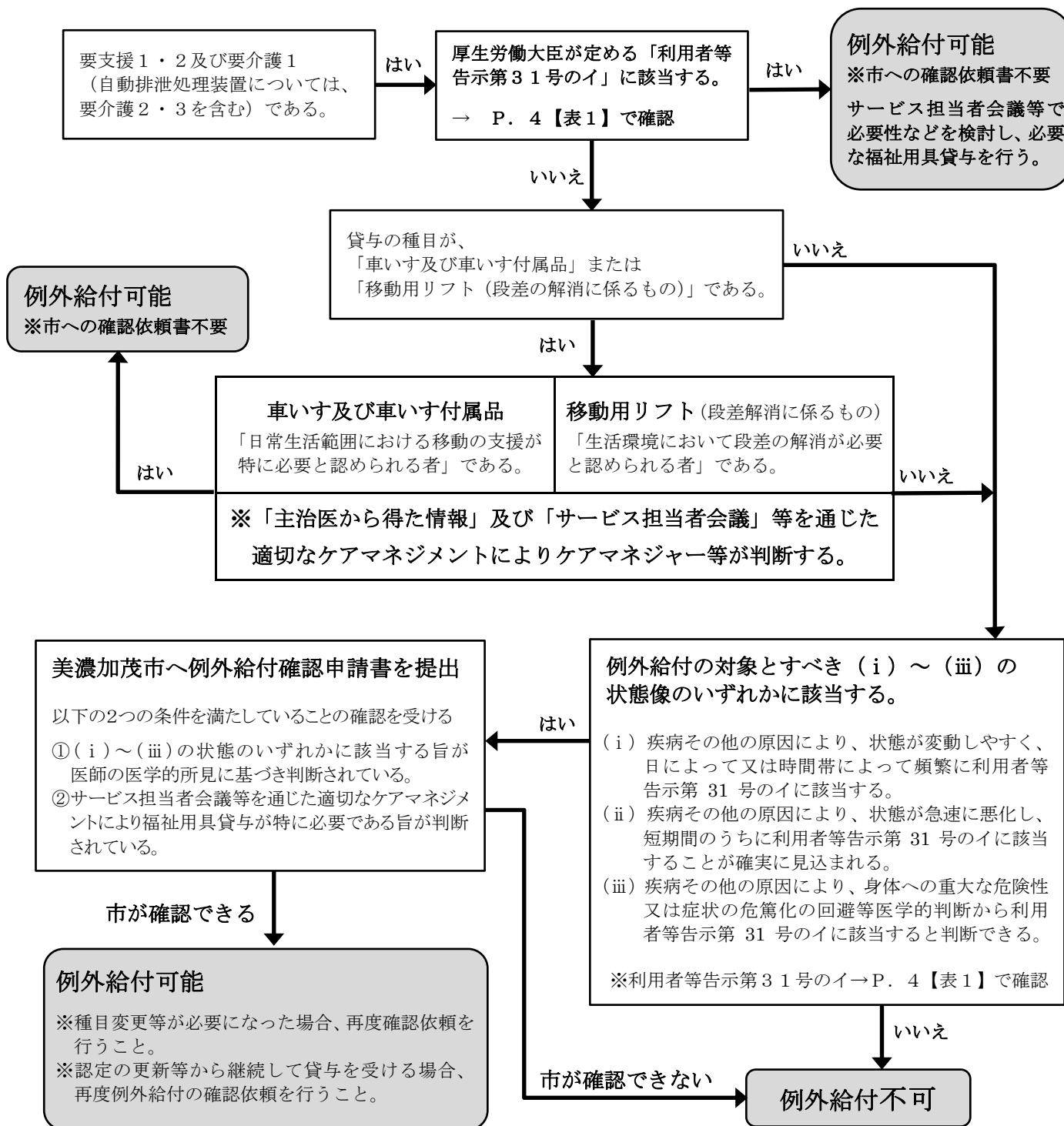
軽度者＝要支援1・2及び要介護1（自動排泄処理装置については、要介護2・3を含む）の者。

●福祉用具貸与の例外給付要件

車いす及び 車いす付属品	特殊寝台及び 特殊寝台付属品	床ずれ 防止用具	体位変換器	認知症老人 徘徊感知機器	移動用リフト	自動排泄処理装置
-----------------	-------------------	-------------	-------	-----------------	--------	----------

【例外給付要件】厚生労働大臣が定める「利用者等告示第31号のイ」に該当しなければならない。 P. 4:【表1】参照

●対象種目に係る福祉用具貸与の判断手順フローチャート



3. 軽度者に福祉用具の対象外種目を例外給付する場合（~~確認依頼書の提出が不要~~）

原則として、ケアマネジャー等が、【表1】にある状態像に軽度者が該当すると判断した場合は、軽度者に対する福祉用具の例外給付が可能になります。

【表1】厚生労働大臣が定める「利用者等告示第31号のイ」の状態像（平成27年厚生労働省告示第94号）

対象外種目	「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する状態像	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品 ※①②のいずれかに該当	①日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 歩行 「3. できない」
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品 ※①②のいずれかに該当	①日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 起き上がり 「3. できない」
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器 ※①②のいずれにも該当	①意思伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 意思の伝達 「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2 毎日の日課の理解 から 3-7 場所の理解 までの いずれか「2. できない」 又は 基本調査3-8 徘徊 から 4-15 話がまとまらない までの いずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	②移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 移動 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く) ※①～③のいずれかに該当	①日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 立ち上がり 「3. できない」
	②移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※生活環境において段差の解消が必要と認められる者
カ 自動排泄処理装置 ※①②のいずれにも該当	①排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 排便 「4. 全介助」
	②移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗 「4. 全介助」

※ア-②、オ-③については、該当する認定調査項目がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能なが参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断することになります。

4. 状態像が基本調査の結果に該当しない場合（確認依頼書の提出が必要）

医師の医学的所見に基づき、以下の（i）～（iii）のいずれかに該当することをケアマネジャー等が判断し、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨を判断した場合は、医学的な所見とサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与の必要性が判断されているかを市が確認します。

事例類型	例
（i）頻繁な状態変動 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に【表1】の状態像に該当する者	<ul style="list-style-type: none"> ・パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象 ・重度の関節リウマチで、関節のこわばりが時間帯によって変わる
（ii）急性憎悪 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに【表1】の状態像に該当するに至ることが確実に認められる者	<ul style="list-style-type: none"> ・がん末期の急速な状態悪化
（iii）重篤化回避、医師禁忌 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から【表1】の状態像に該当すると判断できる者	<ul style="list-style-type: none"> ・ぜんそく発作等による呼吸不全 ・心疾患による心不全 ・嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避 ・脊髄損傷による下半身麻痺による床ずれ ・人工股関節の術後、立ち座りの際の脱臼

※【表1】厚生労働大臣が定める「利用者等告示第31号のイ」の状態像（P. 4）

5. 確認依頼書の提出について

担当のケアマネジャー等が次の①～⑤の書類を揃えて、市へ提出してください。確認依頼の際には、原則、すべての書類が揃っていることが必須です。

（注意：サービス担当者会議開催日より前に、確認依頼をすることはできません。）

- ① 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認依頼書
- ② サービス担当者会議の記録（写）
 - ・サービス担当者会議で「医師から得た情報」「福祉用具専門相談員」「介護支援専門員」の意見を確認し、医学的な所見に基づいた必要性の判断をしているかを確認するために必要です。
- ③ 居宅サービス計画書第1表・第2表（介護予防サービス・支援計画書）（写）
 - ・ケアプランでの位置づけがされているか確認します。
- ④ 医学的な所見の確認書類（写）
 - ・（i）頻繁な状態変動、（ii）急性憎悪、（iii）重篤化回避、医師禁忌のいずれかに該当しているか、市が確認するために必要です。
- ⑤ 支援経過記録（写）
 - ・支援経過記録により、支援状況の確認を行います。

6. サービス担当者会議について

軽度者に対する福祉用具の例外給付を検討している場合のサービス担当者会議には、確認依頼書提出の有無を問わず、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーの意見を必ず聞き、福祉用具貸与の可否を十分に検討することとします。

●会議の中で検討する場合と注意点

- ①その福祉用具が日常生活を送るのに必要不可欠か
- ②使用頻度が著しく少なくないか（月に2～3回等）
- ③他の福祉用具・道具・手段で代替できないか
- ④生活環境の見直し、家族の協力により課題が解決できないか
- ⑤自分で操作を必要とする場合（独居で他に操作する者がいない場合、電動車いす・電動カートを使用する場合等）、正しい使用法で安全に使用することができるか
- ⑥医学的な所見を根拠とするものではなく、加齢により通常誰にでも起こり得る事象でないか
- ⑦用具ごとに特に検討を要する事項
 - ・車いす：単なる気分転換や閉じこもり予防になっていないか、認知症状等
 - ・移動用リフト：住宅改修における段差解消工事や手すり取付け工事等により解決できるか
 - ・特殊寝台：通常のベッドの横に置き型手すりを置くことによって起き上がりができるか
 - ・昇降座いす：市販の座いす（座面が高いもの）と置き型手すりで立ち上がりができるか

●会議の記録について

確認依頼書に添付するサービス担当者会議の記録には、必ず以下の情報を記載してください。

- ・医師から得た情報（所見、医師名）
- ・福祉用具専門相談員の意見
- ・ケアマネジャーの意見
- ・医学的な所見に基づいた福祉用具貸与の必要性の判断

7. 医学的所見の確認書類について

医師の医学的所見の確認については、以下のいずれかの方法で行ってください。

- ①主治医意見書
- ②医師の診断書
- ③担当のケアマネジャー等が医師から聴取した内容を記載した書類

疾病名を含む医学的な所見、具体的に該当する状態、例外給付の対象とすべき（i）頻繁な状態変動、（ii）急性憎悪、（iii）重篤化回避、医師禁忌のどの状態像に該当するか、具体的に記載する必要があります。

なお、単に「福祉用具が必要」といった記載のみでは、例外給付は認められません。

8. 有効期間について

- 開始日：確認依頼書の貸与開始日（開始予定日）
- 終了日：要介護認定又は要支援認定の有効期間終了日

9. よくある質問

- Q 1 例外給付の確認を受けた場合の有効期間は？
一度手続きすればずっと貸与を受けることができますか？
- A 1. 確認の有効期間は、要介護等認定有効期間を基準としています。基本的には要介護認定等有効期間が終了するときには、確認の有効期間も終了しますので、改めて確認依頼の手続きが必要となります。
そのため、改めて手続きをしないまま貸与を受けることはできません。
- Q 2. 福祉用具が必要な状態を診察している医師と主治医意見書を記載した医師が違う場合はどうしたらよいですか？
- A 2. 福祉用具を必要としている状態を判断できる医師の意見であれば、主治医意見書を記入した医師でなくてもかまいません。状況に応じて判断してください。
- Q 3. 医師から必要な情報を得られない場合は？
- A 3. 例外給付が特に必要であると判断されるには、医師の医学的な所見が不可欠であるため、情報の不足があった場合には例外給付の対象となりません。
- Q 4. 理由書提出後に貸与する福祉用具を追加（変更）する場合は、理由書の再提出は必要ですか？
- A 4. 貸与種目（品目）の追加または変更について、サービス担当者会議において必要性が認められた場合は、再提出してください。